令和8年度 学校給食での食物アレルギー対応について

宝塚市教育委員会

宝塚市の市立小学校、中学校、特別支援学校では、学校給食での食物アレルギー対応を実施しています。

1. 対象者

医師により、食物アレルギー又は乳糖不耐症と診断され、食事療法を指示されている児童 ※診断書(教育委員会の指定様式)の提出が必要です。食物アレルギーかもしれないと思ったら、まずは 医療機関を受診して下さい。

2. 申請等

入学説明会時に配布する希望調査票を学校に提出し、後日、学校で実施する面談を受けていただきます。その後、指定した期日までに診断書(指定様式)を提出していただき、面談及び診断書に基づき、食物アレルギー対応の可否決定を行います。

※入学説明会前でも就学時健康診断などの際に事前の相談が可能です。入学する学校へご連絡ください。 ※定期的に医療機関を受診していただき、適切な時期に原因食物除去解除が図れるよう、小学校 4 年、中学校 1 年、たからづか支援学校高等部 1 年の進級進学時には、最新の所見に基づく医師の診断書を提出いただきますので、ご理解ください。

3. 対応内容

① 献立表の確認

より安全な食物アレルギー対応を実施するため、医師の診断に基づき、保護者と学校で献立表の 確認を行います。

- ※ただし、特定原材料 28 品目のうち「そば」「ナッツ類」「あわび」「いくら」「キウイフルーツ」「バナナ」 は学校給食で使用しませんので、これらのアレルギーについての診断書の提出は必要ありません。
- ② 対象食品の提供停止または弁当対応

食物アレルギーや乳糖不耐症により、飲用牛乳、主食(パン・米飯)、副食のいずれか又は全てを飲食できない場合は、給食での該当食品の提供を停止することが出来ます。(飲用牛乳、主食(パン・米飯)のみの提供も可能です。)給食の一部又は全部を停止した場合の給食費は、該当食品相当額を減額して徴収します。

また、多数の原因食物による食物アレルギーにより、給食を食べられない場合は、全ての給食提供を停止し、お弁当を持参していただきます。その場合の給食費は徴収しません。

③ 除去対象食品(全校統一基準)

調理の最終段階で除去が可能な献立に限り、卵 (鶏卵 (マヨネーズを含む)、うずら卵)、えび、かに、いか、たこ、貝類 (あさり、牡蠣など貝類すべて)を使用する献立は、これらの原因食物を除去した給食を提供します。(給食費の減額はありません。)

※ただし、食材に原因食物を使用しているなど、調理工程上、除去できない献立の場合は除去食の提供ができないことがあります。その場合も減額はできません。

<u>4.</u> その他

ご家庭の考え方など、健康上の理由以外で給食の一部停止を希望する場合については、「学校 給食における保護者申出書」の提出により該当食品の提供を停止することが出来ます。その際は 医師の診断書等の提出は必要ありません。

5. お問い合わせ先

宝塚市教育委員会 学事課

電話番号 0797-77-2039(直通)